

第二次北海道再犯防止推進計画

北 海 道

令和6年3月

はじめに

「再犯の防止等の推進に関する法律」（平成 28 年法律第 104 号。以下「再犯防止推進法」という。）が平成 28 年 12 月に施行され、その第 4 条第 2 項において、地方公共団体は、再犯の防止等に関し、国との適切な役割分担を踏まえ、その地域の状況に応じた施策を策定し、実施する責務を有すると規定されています。

また、同法第 8 条第 1 項では、都道府県及び市町村は、国の「再犯防止推進計画」を勘案して、当該都道府県又は市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画を定めるよう努めることとされています。

道では、令和 3 年 3 月に「北海道再犯防止推進計画」を策定し、犯罪や非行をした人たちが社会において孤立することなく、再び社会を構成する一員として地域に定着できるよう支援することが再犯を防止し、安全で安心な社会の実現につながるとの認識の下、「北海道再犯防止推進会議」などを通じて情報共有や連携を図りながら、道や国の関係機関、保護司をはじめとする地域のボランティアや民間団体が一体となって再犯防止に取り組んできたところです。

犯罪をした人たちの中には、福祉的支援が必要な高齢者や障がい者、必要な支援を拒む者や希望しない者、自立した生活を営むための基盤である適当な住居や就労が確保できないまま矯正施設を出所する者、薬物依存を有している者、十分な教育を受けていない者などがおり、その中には、社会生活に馴染めず、生活に困窮したり精神的に追い詰められたりして孤立した結果、再び罪に及ぶという悪循環に陥る者もあり、犯罪をした者の社会復帰や地域生活に向けた「息の長い」支援を行う必要性が増しています。

息の長い支援を通して、安心して頼る人ができることによる精神面での支援を含め、出所者等の生きづらさを理解し、寄り添うことが結果的に再犯防止につながります。そのためにも、国・民間団体との連携による多面的な支援体制が一層必要となっています。

令和 5 年 3 月に、国が「第二次再犯防止推進計画」を策定したことを受けて、道では今般、「第二次北海道再犯防止推進計画」を策定することとしました。

今後も引き続き、再犯防止推進法や国の第二次再犯防止推進計画に明記された道の役割を踏まえ、国や民間団体などと緊密に連携し、道民の皆さまのご理解とご協力をいただきながら、道の第二次推進計画に基づく再犯防止施策を展開し、誰もが安心して暮らせる「誰一人取り残さない」地域社会づくりに取り組んでいきます。

目次

第1章 計画の基本的な考え方

1	計画策定の趣旨	…	1
2	計画の位置付け	…	1
3	計画の対象者	…	2
4	計画の期間	…	2

第2章 再犯防止を取り巻く状況

1	本道の再犯者等の状況	…	2
---	------------	---	---

第3章 施策の展開方向

1	基本方針等	…	3
2	計画指標	…	5

第4章 具体的な取組

1	就労・住居の確保等	…	6
2	保健医療・福祉サービスの利用の促進等	…	16
3	学校等と連携した修学支援の実施等	…	26
4	犯罪をした人等の特性に応じた効果的な支援の実施等	…	30
5	民間協力者の活動の促進、広報・啓発活動の推進等	…	37
6	地域による包摂を推進するための取組	…	46

第5章 計画の推進体制

1	推進体制	…	49
2	進行管理	…	49

◆	参考資料	…	50
---	------	---	----

第1章 計画の基本的な考え方

1 計画策定の趣旨

全国の刑法犯の認知件数は、平成8年以降毎年戦後最多を記録し、平成14年（285万3,739件）にピークを迎えたが、平成15年以降は減少を続け、令和3年（56万8,104件）には戦後最少となりました。

刑法犯により検挙された再犯者数は減少傾向にあるものの、それを上回るペースで初犯者数も減少し続けているため、検挙人員に占める再犯者の人員の比率（再犯者率）は上昇傾向にあり、令和3年には48.6パーセントと刑法犯検挙者の約半数は再犯者という状況にあります。

このような再犯の傾向は、国が第一次の再犯防止推進計画（以下「第一次推進計画」という。）を策定した平成29年当時においても同様であり、政府は、新たな被害者を生まない安全・安心な社会を実現するために、再犯の防止等に向けた取組が重要であるとの認識の下、第一次推進計画を策定し、これに基づき、様々な取組が行われてきました。

本道においても、検挙人員に占める再犯者の割合が令和元年で45.5%と国と同程度であったことなどから、道では、再犯防止推進法及び国の第一次推進計画を踏まえ、令和3年3月に「北海道再犯防止推進計画」を策定し、国の刑事司法関係機関、市町村、民間協力者等と連携しながら、就労、住居、保健医療、福祉等多岐にわたる再犯の防止等に関する取組を総合的かつ計画的に進めてきたところです。

こうした中、令和5年3月、国において「第二次再犯防止推進計画」が策定され、「国と地方公共団体との役割分担を踏まえ、地方公共団体の主体的かつ積極的な取組を促進するとともに、国・地方公共団体・民間協力者等の連携を更に強固にすること」などが基本的な策定の方向性として示されました。道においては、こうした国の第二次計画の方向性を踏まえるとともに、現行計画を見直しすることとしました。

引き続き、犯罪や非行をした人たちが社会において孤立することなく、再び社会を更生する一員として地域に定着できるよう支援する取組を推進することにより、再犯を防止し、道民が安全で安心して暮らせる社会の実現を目指すため、「第二次北海道再犯防止推進計画」を策定します。

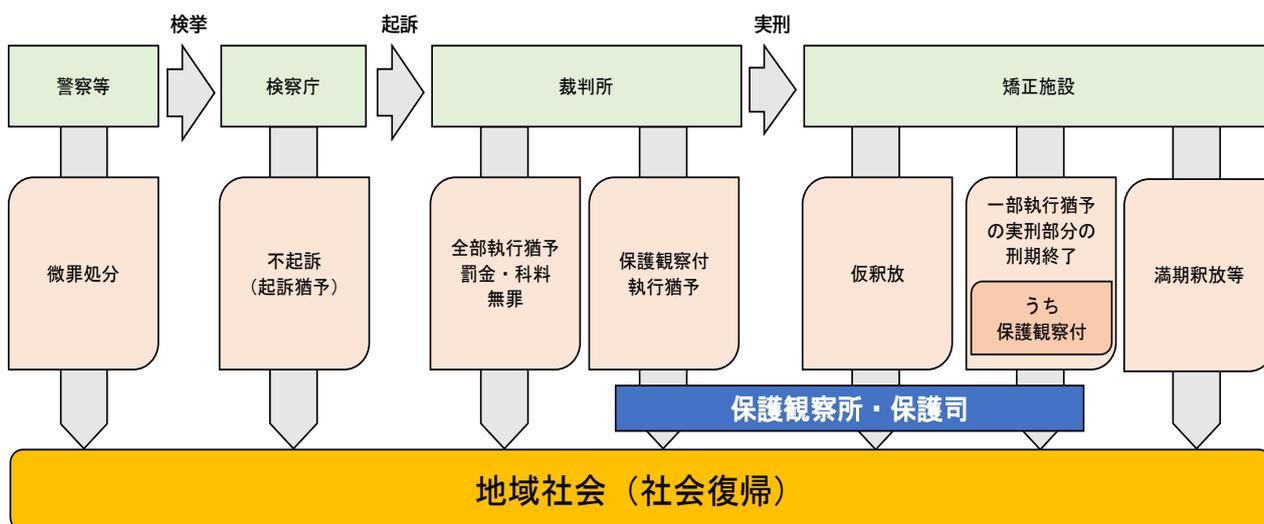
2 計画の位置付け

本計画は、再犯防止推進法第8条第1項に定める地方再犯防止推進計画として位置付けています。

また、道の基本計画である「北海道総合計画」における「誰もが尊重され活躍できる社会」及び「北海道人権施策推進基本方針」の「9 犯罪をした人等」への施策を具体化する計画としての性格を有するとともに、「北海道SDGs推進ビジョン」の趣旨を踏まえ、取り組むものとします。

3 計画の対象者

本計画において「犯罪をした人等」とは、再犯防止推進法第2条第1項に規定する「犯罪をした者等」であり、犯罪をした者又は非行少年若しくは非行少年であった人のことをいい、警察で検挙されたあとに検察庁で起訴猶予処分になった人、裁判所で全部・一部執行猶予や罰金・科料となった人、矯正施設を仮釈放された人や満期釈放となった人、保護観察に付された人等が含まれます。



4 計画の期間

本計画の期間は、令和6年度から概ね5年間とし、計画期間中であっても、関連施策の推進状況や目標の達成状況、国の施策の動向、社会情勢の変化等を見極めながら、必要に応じて見直しを行います。

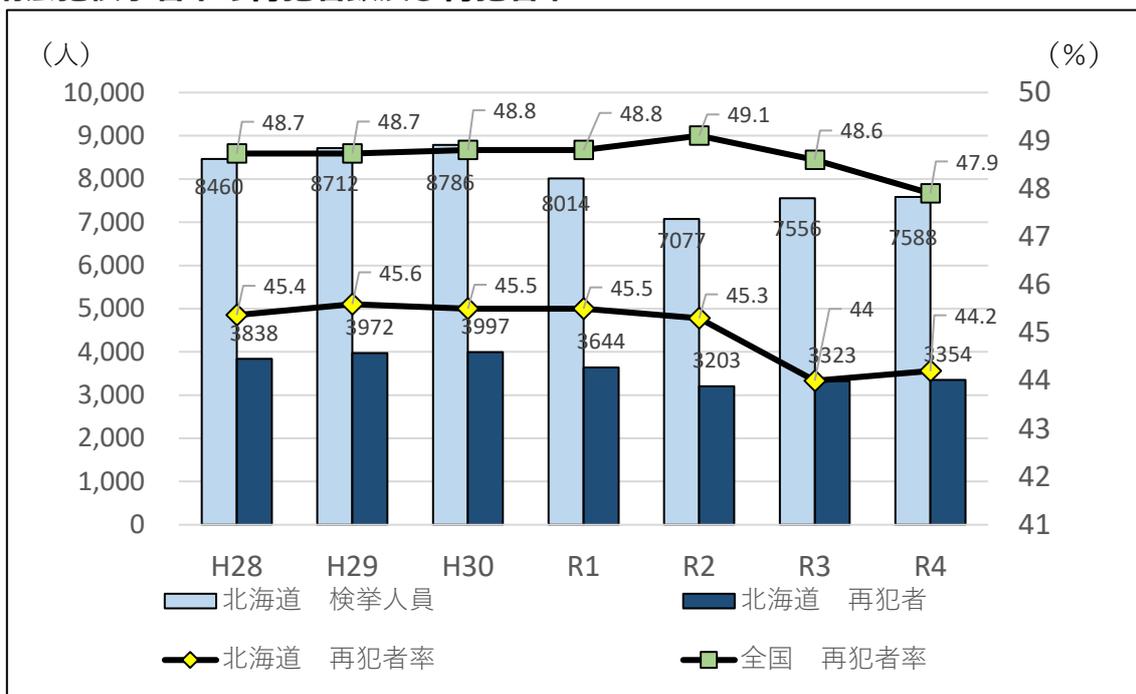
第2章 再犯防止を取り巻く状況

1 本道の再犯者等の状況

道内で認知した刑法犯は平成15年以降減少傾向にありましたが、令和4年は、1万9,604件と、20年ぶりに増加に転じ、前年に比べて1,175件(6.4%)増加しました。

その一方で、再犯者については、令和4年には3,354人となっており、法務省が都道府県別に統計の公表を始めた平成25年の42.1%から概ね同程度で推移し、検挙人員に占める再犯者の割合は、令和4年には44.2%となっています。

刑法犯検挙者中の再犯者数及び再犯者率



(出典：法務省提供資料)

第3章 施策の展開方向

1 基本方針等

再犯防止推進法第3条に掲げられた「基本理念」及び国の第二次計画に示された「基本方針」・「重点課題」・「第二次計画の策定に向けた基本的方向性」・「国・都道府県・市町村の役割分担」を踏まえ、次のとおり基本方針と重点課題を定め、本道の実情に応じた再犯防止の取組を推進します。

【基本方針】

- ① 犯罪をした人等が立ち直り、社会の一員として孤立することなく、地域に定着できるように、国及び市町村、民間団体と連携して取り組みます。
- ② 国との適切な役割分担を踏まえ、犯罪をした人等に対する切れ目のない指導及び支援に努めます。
- ③ 犯罪被害者等が存在することを十分に認識し、犯罪をした人等が犯罪被害者の心情を理解することの重要性を踏まえ、犯罪防止に取り組みます。
- ④ 再犯防止の取組をわかりやすく広報することなどにより、道民の関心と理解を醸成します。

【重点課題】

- ① 就労・住居の確保等
- ② 保健医療・福祉サービスの利用の促進等
- ③ 学校等と連携した修学支援の実施等
- ④ 犯罪をした人等の特性に応じた効果的な支援の実施等
- ⑤ 民間協力者の活動の促進、広報・啓発活動の推進等
- ⑥ 地域による包摂を推進するための取組

(参考)「再犯の防止等の推進に関する法律」に掲げられた「基本理念」

第三条 再犯の防止等に関する施策は、犯罪をした者等の多くが安定した職業に就くこと及び住居を確保することができないこと等のために円滑な社会復帰をすることが困難な状況にあることを踏まえ、犯罪をした者等が、社会において孤立することなく、国民の理解と協力を得て再び社会を構成する一員となることを支援することにより、犯罪をした者等が円滑に社会に復帰することができるようにすることを旨として、講ぜられるものとする。

2 再犯の防止等に関する施策は、犯罪をした者等が、その特性に応じ、矯正施設(刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院、少年鑑別所及び婦人補導院をいう。以下同じ。)に収容されている間のみならず、社会に復帰した後も途切れることなく、必要な指導及び支援を受けられるよう、矯正施設における適切な収容及び処遇のための施策と職業及び住居の確保に係る支援をはじめとする円滑な社会復帰のための施策との有機的な連携を図りつつ、関係行政機関の相互の密接な連携の下に、総合的に講ぜられるものとする。

3 再犯の防止等に関する施策は、犯罪をした者等が、犯罪の責任等を自覚すること及び被害者等の心情を理解すること並びに自ら社会復帰のために努力することが、再犯の防止等に重要であるとの認識の下に、講ぜられるものとする。

4 再犯の防止等に関する施策は、犯罪及び非行の実態、再犯の防止等に関する各般の施策の有効性等に関する調査研究の成果等を踏まえ、効果的に講ぜられるものとする。

国の「第二次計画の策定に向けた基本的方向性」

- ① 犯罪をした者等が地域社会の中で孤立することなく、生活の安定が図られるよう、個々の対象者の主体性を尊重し、それぞれが抱える課題に応じた“息の長い”支援を実現すること。
- ② 就労や住居の確保のための支援をより一層強化することに加え、犯罪をした者等への支援の実効性を高めるための相談拠点及び民間協力者を含めた地域の支援連携（ネットワーク）拠点を構築すること
- ③ 国と地方公共団体との役割分担を踏まえ、地方公共団体の主体的かつ積極的な取組を促進するとともに、国・地方公共団体・民間協力者等の連携を更に強固にすること。

また、国の第二次計画では、国・都道府県・市区町村の役割が次のとおり示されました。

「国・都道府県・市区町村の役割分担」

【国の役割】

刑事司法手続の枠組みにおける指導・支援の実施。地域における関係機関等による支援ネットワークの構築の推進。

【道の役割】

広域自治体として、域内の市区町村に対する支援やネットワーク構築、地域の実情に応じて、市区町村が単独で実施することが困難な直接的な支援の実施に努めること。

【市区町村の役割】

地域住民に最も身近な基礎自治体として、各種行政サービスを必要とする犯罪をした者等が地域で安定して生活できるよう適切にサービスを提供するよう努めること。

2 計画指標

再犯防止推進対策を進める上での成果指標について、国の第二次計画を踏まえ、刑法犯検挙者中の再犯者数の減少に努めることとします。

<成果指標>	
刑法犯検挙者中の再犯者数	
(出典：法務省提供資料)	
令和4年	令和9年 目標値
3,354人	2,850人以下 (15%以上の減少)

第4章 具体的な取組

1 就労・住居の確保等

(1) 就労の確保等

【現状と課題】

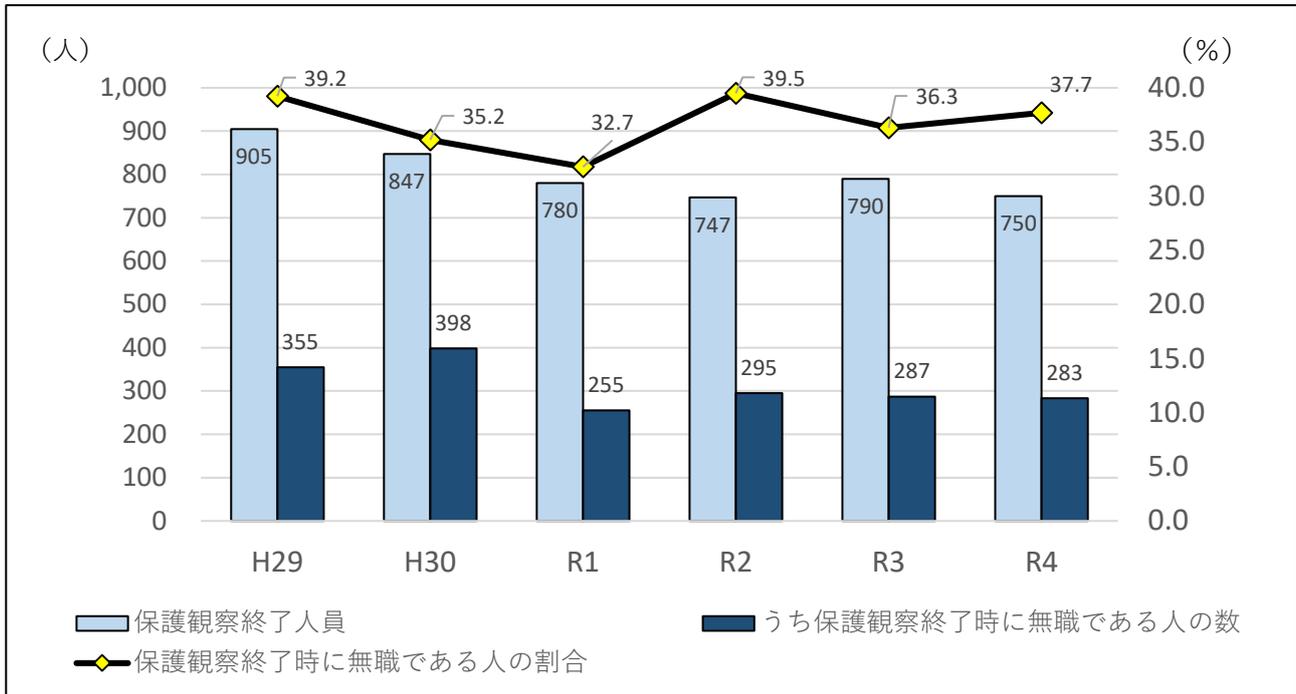
全国では、刑務所に入所した人のうち約7割が再犯時に無職であり、不安定な就労が再犯の要因となっていることに鑑み、国においては、これまで、犯罪をした者等の就労を確保するため、法務省と厚生労働省の協働による刑務所出所者等総合的就労支援対策の実施、矯正就労支援情報センター室（通称「コレワーク」）の設置、刑務所出所者等就労奨励金制度の導入等が行われ、さらに第一次推進計画策定後は、就労やその継続の大前提となるコミュニケーション能力等の基本的な能力の強化、職場定着に向けた取組の強化等も進められています。

国の二次計画においては、依然として、保護観察終了時に無職である者は少なくないこと、協力雇用主（前科等の事情を承知で刑務所出所者等を雇用し、その自立に協力する事業主）による実際の雇用に結びつきづらいこと、雇用された場合も人間関係のトラブル等から離職してしまう者が少なくないことなどの課題が示され、適切な職業マッチングを促進するための多様な業種の協力雇用主の開拓、寄り添い型の就職・職場定着支援、コミュニケーションスキルやビジネスマナーといった就労やその継続に必要な知識・技能の習得、社会復帰後の自立や就労を見据えた職業訓練の実施等を充実させる必要があるとしています。

道内においても、保護観察が終了した人のうち、令和4年現在で約4割が保護観察終了時に無職となっています。道としては、北海道就業支援センターや北海道生活困窮者自立支援相談窓口における相談・支援等の充実や協力雇用主制度の周知による雇用企業の開拓などに取り組んできたところであり、引き続き、国や市町村、関係団体等と連携しながら、こうした課題に対応し、取組を進めていく必要があります。

保護観察終了時に無職である人

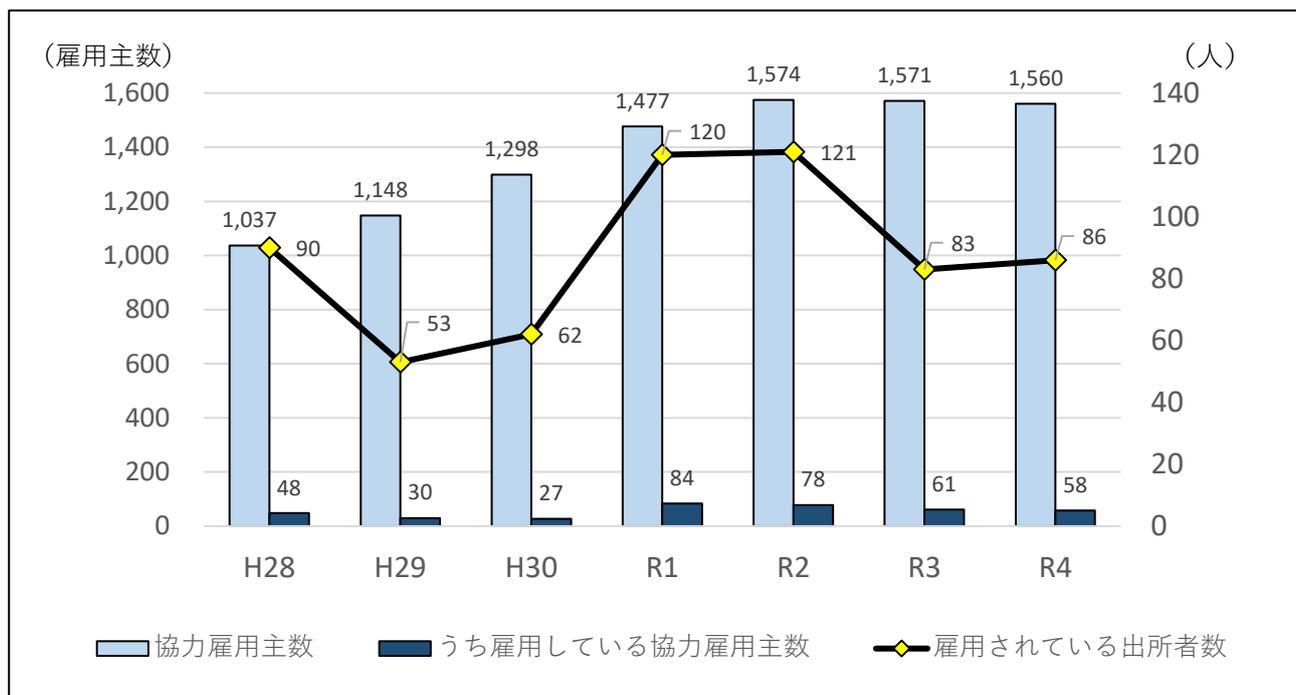
保護観察が終了した人（少年を除く）のうち約4割の人が保護観察終了時に無職となっています。



(出典：法務省調査)

協力雇用主

令和4年現在で1,560社の企業が協力雇用主として登録しており、うち86社の協力雇用主が実際に出所者等を雇用しています。



(出典：法務省調査)

【道の取組】

① 就職や職場定着に向けた相談・支援等の充実

(北海道就業支援センターによる支援)

- ・北海道就業支援センター（ジョブカフェ、ジョブサロン）において、カウンセリングや職場体験、各種セミナーの開催など就業や職場定着に向けた支援を行います。

【経済部】

(就労に向けた職業訓練)

- ・道立高等技術専門学院（MONO テク）や民間訓練機関等において、若年者や離転職者等に対して職業に必要な技能・知識を付与するための訓練を実施します。【経済部】

(少年サポートセンターによる取組)

- ・少年サポートセンターにおいて、支援対象少年や保護者と継続的に連絡を取り、信頼関係を構築していく中で、求めに応じて、少年の就労や就労継続に向けた指導・助言等の支援を行います。【警察本部】

(生活困窮者に対する就労支援)

- ・生活困窮者自立支援相談窓口において、住居のない不安定な就労に従事する人や離職者等に対する相談対応やハローワーク等と連携した就労支援を行います。【保健福祉部】

(関係職員に対する研修)

- ・生活困窮者自立支援事業の従事者に対して研修を実施するなど、生活困窮者に対する支援の充実に努めます。【保健福祉部】

(障がい者に対する就労支援)

- ・障害者就業・生活支援センターにおいて、就職や職場への定着が困難な障がいのある人や就業経験のない障がいのある人に対する相談対応、助言等を行い、職業生活における自立を支援します。【保健福祉部】

② 犯罪をした人等を雇用する企業等の開拓、社会的評価の向上

(協力雇用主制度の周知)

- ・道が主催する各種の企業向けセミナー等において、国の機関と連携しながら、新たな協力雇用主を開拓するため、協力雇用主及び犯罪をした者等を積極的に雇用する企業等に対し、協力雇用主制度の周知を行います。【環境生活部】

(協力雇用主の受注機会の増大)

- ・入札参加資格審査や業務委託における総合評価に当たり、案件に応じて、加点要素に「多様な雇用への貢献（協力雇用主）」を設定し、協力雇用主の受注機会の増大を図っていきます。【環境生活部】

③ 関係機関・団体との連携強化

- ・保護観察所が主催する刑務所出所者等就労支援事業協議会、刑務所出所者等就労支援推進協議会に参加し、関係機関・団体との連携を図っていきます。【経済部】

(参考：国の取組)

○職業相談等の就労支援【保護観察所、労働局（ハローワーク）、刑事施設、少年院】

- ・法務省及び厚生労働省では、刑務所出所者等総合的就労支援対策を実施しており、矯正施設被収容者に対して、ハローワークと矯正施設が連携して、本人の希望や適性等に応じて職業相談、職業紹介、事業主との採用面接及び職業講話等を実施しています。なお、刑事施設の中には、ハローワーク職員が駐在し、受刑中から職業相談等を行っている施設もあります。

また、保護観察所対象者等に対しては、ハローワークと保護観察所が連携して、本人に適した就労支援の方法を検討した上で、職業相談・職業紹介を実施しているほか、事業所見学会や職場体験講習、トライアル雇用等も行っています。

- ・保護観察所では、平成26年から更生保護就労支援事業を行っています。この事業は、就労支援に関するノウハウや企業ネットワーク等を有する民間の事業者が、保護観察所から委託を受けてそのノウハウを活用し、刑務所出所者等に対して、就職活動支援や職場定着支援を行うというものです。

- ・ハローワークでは、入所者に職業相談・紹介等を行う刑務所出所者等就労支援事業を実施しているほか、更生保護施設と保護観察所と連携したセミナーや個別相談、支援対象者に対するケース会議の実施や支援メニューを活用した就労支援などを行っています。また、札幌刑務所、札幌刑務支所、月形刑務所、網走刑務所、函館少年刑務所では就労支援強化矯正施設として、ハローワークの就職支援ナビゲーターが刑務所に駐在し、支援を行っています。

○職業訓練等の就労支援【刑事施設、少年院】

- ・刑事施設では、受刑者に職業に関する免許や資格の取得や職業上有用な知識・技能を習得させる職業訓練を行っているほか、刑事施設外の事業所に通勤して作業を行う外部通勤作業を行っています。
- ・少年院では、在院者の勤労意欲を高め、職業に関する免許・資格の取得や職業上有用な知識及び技能を習得させる職業指導を行っています。また、職業指導では、職業生活指導として、社会人としての一般的な知識や態度、職場適応能力等の習得を図っています。

○協力雇用主の開拓と支援【保護観察所】

- ・保護観察所では、刑務所出所者等の雇用に協力いただける協力雇用主の募集や、協力雇用主に対する支援を行っています。
- ・協力雇用主への支援としては、各種就労支援メニューの活用や刑務所出所者等への関わり方などの相談に応じたり、刑務所出所者等を雇用して指導等を行う協力雇用主に就労奨励金を支給したりするなどして、協力雇用主のもとでの就労・職場定着等を促進しています。
- ・協力雇用主の受注の機会を増大する取組として、法務省では、同省が発注する矯正施設の小規模な工事の調達について、協力雇用主としての刑務所出所者等の雇用実績を評価する総合評価落札方式による競争入札や更生保護官署が少額の随意契約による調達を行う場合には、見積もりを求める事業者の選定にあたり、協力雇用主を含めるよう考慮するなどしています。これらに伴って、全国の地方公共団体において、公共事業等の競争入札における協力雇用主に対する優遇制度の導入が広がっています。

○矯正就労支援情報センターの設置【矯正管区】

- ・コレワーク北海道（矯正就労支援情報センター）では、受刑者等の就労先を在所中に確保し、出所後速やかに就労に結び付けるため、受刑者等の雇用の手続き支援や事業主が利用できる国の各支援制度等の紹介を行っています。

○就職後の職場定着に向けたフォローアップ【少年院、少年鑑別所、矯正管区】

- ・少年院では、少年院を出院した人を雇用した協力雇用主等からの相談を受け付けています。
- ・少年鑑別所（法務少年支援センター）では、犯罪をした人等の仕事や職場の人間関係の悩みや雇用主等からの相談に応じています。
- ・コレワークでは、協力雇用主の相談に応じるなど継続的な支援を行っています。

コ ラ ム

札幌就労支援事業者機構の取組 特定非営利活動法人札幌就労支援事業者機構

当機構は、道央圏の経済界などの協力により、犯罪者・非行少年の就労支援やこれらの人を雇用する事業者に対する支援等を行い、安全・安心なまちづくりを目指す組織として、平成21年12月に設立し、平成22年3月には特定非営利活動法人として認証されました。会員は、一般事業者100社のほか、経済団体、協力雇用主会、保護司会等で構成しています。

当機構では、犯罪者・非行少年の受け皿となる協力雇用主の増加を図る活動や、協力雇用主が犯罪者・非行少年を雇用した場合における給料支払いの助成、犯罪者・非行少年に対す

る就職準備費等の援助を行っているほか、職場体験講習会やトライアル雇用、就労セミナー等の就労支援メニューの活用のための支援、広報などを行っています。

また、平成 24 年 4 月からは、法務省の委託を受けて、刑務所出所者等と就労支援員が面談の上、ハローワークに同伴できる直接支援可能な就労支援事業所を設置しており、現在年間 80 人前後の就職活動支援と 40 人前後の職場定着支援を実施しているほか、一般相談に対応し、関係機関団体への情報提供を行っています。

社会保護を図るためには、安全・安心できる地域社会の実現が必要です。都市部と郡部では社会資源の差が大きく、排除しない地域社会の実現のためには刑務所出所者等の個別事情を十分理解した上で、短時間に医療・福祉・居宅・生活支援の優先順位を明確にした関係機関・団体の地域連携ネットワークによる判断や対応が必要であり、特に、郡部では、総合的な調整役を誰に委ねるかが重要な課題と考えています。

コラム

矯正施設における再犯防止の取組について 札幌矯正管区

矯正施設では、受刑者や在院者が再犯・再非行をしないよう、改善更生と円滑な社会復帰のための様々な働き掛けを行っています。また、彼らの中には、帰住先や身寄りがない、高齢、障害、貧困、薬物依存等の問題を抱えている人も少なくありません。彼らが犯罪や非行に至った背景にはそれらの問題が要因となっている場合もあることから、矯正施設では、その解決を図るための支援も行っています。

刑事施設では、刑罰の執行を行う一方、規則正しい生活をさせながら、刑務作業を通じて勤労意欲の醸成等を行っています。また、受刑者個々の問題に応じ、薬物依存離脱指導や暴力防止プログラムといった各種指導を行っているほか、就労支援や特別調整等の各種支援を行っています。

少年院では、家庭裁判所の決定により保護処分として送致された少年を収容し、それぞれの特性（在院者の年齢や心身の障害の状況、犯罪的傾向の程度等）に応じた矯正教育を行っているほか、就労、修学、福祉的支援等の社会復帰支援を実施しています。

少年鑑別所では、家庭裁判所による観護の措置等が執られた少年を収容し、①家庭裁判所等の求めに応じた鑑別、②健全な育成のための支援を含む観護処遇を行っています。

北海道ならではの取組として、函館少年刑務所では、船舶の職業訓練の実施、道東 3 施設（帯広、網走及び旭川刑務所）では、受刑者の在所中の援農、出所後の就農を支援する農業モデルを実施しています。

再犯防止のためには、就労が重要な要素の一つですが、彼らが再犯・再非行をすることなく、地域の一員として安定した生活を送るためには、矯正施設での指導や支援だけでなく、地域社会の理解と支援が不可欠となります。そのため、矯正施設では地域との連携協力を積

極的に行っています。具体的には、災害時に矯正施設の一部を開放し、地域の方々が利用できるようにするための協定書の締結、受刑者の社会貢献作業として近隣地域での清掃活動や除雪作業、学校や福祉施設の物品の修繕、矯正施設職員による学校等での講話なども行っています。また、地域の方々に矯正や再犯防止を理解していただくためのパネル展や、受刑者・在院者が作成した書道や絵画等の作品展示等を通じて広報啓発活動にも取り組んでいます。

また、地域貢献の一つとして、少年鑑別所では「法務少年支援センター」の名称で、地域の方々への支援（「地域援助」）を実施しており、子供の問題行動への悩み、職場でトラブルを繰り返す職員への悩み等、相談内容に応じた助言やカウンセリング等を行っています。

当管区においても、再犯防止の取組を推進するため、自治体に対する地方再犯防止推進計画の策定支援や矯正に関するセミナーの開催、地域の事業者への受刑者等の雇用のお手伝い（コレワーク北海道による支援）等、様々な取組を実施しています。

（２）住居の確保等

【現状と課題】

全国では、適当な帰住先が確保されていない刑務所出所者の２年以内再入率が、更生保護施設等へ入所した仮釈放者に比べて約２倍高くなっています。また、全国では、令和３年に刑務所を出所した人のうち、帰住先がない人の割合は約２割であり、道内でも同様の状況となっており、適切な帰住先の確保は、地域社会において安定した生活を送るための欠かせない基盤として、再犯の防止等を推進する上で最も重要な要素の一つといえます。

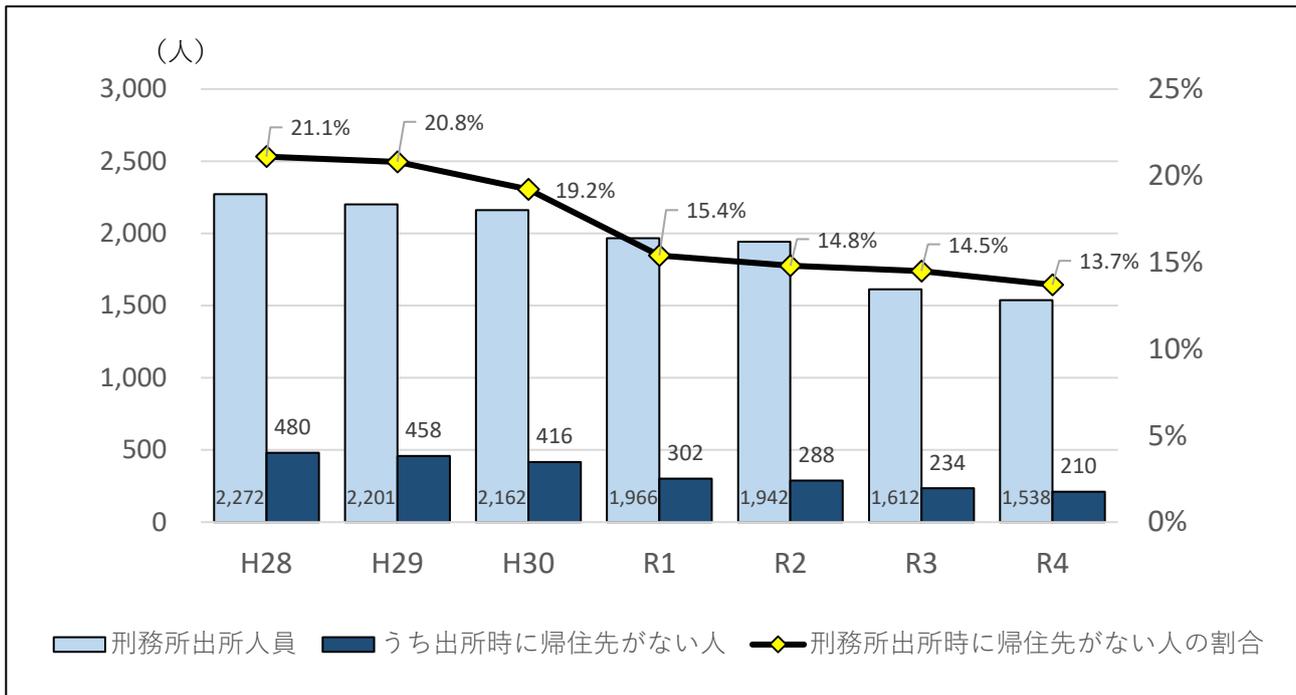
国では、これまで、受刑者等の釈放後の生活環境の調整の充実強化、更生保護施設の入所機能の強化や自立準備ホームの確保など、矯正施設出所後の帰住先の確保に向けた取組を進め、更生保護施設や自立準備ホームを退所した後の地域における生活基盤の確保のため、居住支援法人との連携方策についても検討が進められてきました。

国の二次計画では、依然として、満期釈放者のうちの約４割は適当な帰住先が確保されないまま刑務所を出所していることや、出所後、更生保護施設等に入所できても、その後、地域における定住先の確保が円滑に進まない場合があるなどの課題も示されています。

道においても、公営住宅への入居における配慮や住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録促進、北海道地域生活定着支援センターにおける支援が必要な人の帰住先の確保などに取り組んできたところであり、引き続き、国や市町村、関係団体等と連携しながら、こうした課題に対応し、取組を進めていく必要があります。

帰住先がない人

刑務所を出所した人のうち、帰住先がない人の割合は約1割となっています。



(出典：法務省調査)

【道の取組】

① 公営住宅への入居における配慮

(道営住宅への入居における配慮)

- ・道営住宅への入居に当たっては、既存入居者や入居希望者の方々の理解を深めていく必要があるため、各施策における普及啓発活動や住宅支援の状況を注視しながら、十分勘案の上、配慮していきます。【建設部】

(市町村営住宅への入居における配慮)

- ・市町村営住宅への入居に当たっては、各市町村に対して地域の実情やストックの状況等を総合的に十分勘案の上、配慮されるよう周知を行います。【建設部】

② 新たな住宅セーフティネット制度の活用促進

- ・北海道居住支援協議会や関係団体と連携し、住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録を促進します。【建設部】

③ 支援が必要な人の帰住先の確保

- ・北海道地域生活定着支援センターにおいて、更生保護施設や社会福祉施設への入所など、矯正施設出所後に自立した生活を営むことが困難と認められる高齢者や障がいのある人の帰住先の確保に向けた支援を行います。【保健福祉部】

④ 生活困窮者の住居の確保

- ・生活困窮者自立相談窓口において、住宅の確保に向けた相談や住居確保給付金の支給、一時生活支援事業などの支援を行います。【保健福祉部】

(参考：国の取組)

○矯正施設在所中の生活環境の調整【地方更生保護委員会、保護観察所、刑事施設、少年院】

- ・保護観察所では、保護司を始めとする更生保護関係者と連携し、刑事施設や少年院等に収容されている人の釈放後の住居や就業先等の帰住環境を調査するなど、改善更生と社会復帰に向けて生活環境の調整を行っています。
- ・地方更生保護委員会では、満期出所が見込まれる受刑者等について、継続的に保護観察官による面接を実施し、更生緊急保護の制度について説示し、申出への動機付けを行うとともに、更生緊急保護の申出見込みについて保護観察所に必要な情報提供を行っています。
- ・少年院では、保護者に対し、在院者の処遇に関する情報提供や少年院職員による面談、保護者会の実施などを通じて家族関係の調整を行うことにより、帰住先の確保とその環境の整備につなげています。保護者等の引受けができない場合は、保護観察所等と連携して、更生保護施設や自立準備ホーム等に帰住させています。

○更生保護施設等の一時的な居場所の充実【保護観察所】

- ・保護観察所では、出所後の適当な住居等がない刑務所出所者等を更生保護施設で一時的に受け入れて、社会適応に必要な生活指導を行うなど、刑務所出所者等の確保に取り組んでいます。さらに更生保護施設のうち、高齢・障害者等への福祉支援や薬物依存からの回復支援が受けられる施設を指定し、それぞれの問題性に応じた支援が受けられるよう処遇機能の充実を図っています。
- ・また、保護観察所では、刑務所出所者等に対し、自立準備ホーム（更生保護施設以外のあらかじめ保護観察所に登録された民間法人・団体等が運営する住居等）へ宿泊場所や食事の提供、生活支援を委託し、社会の中に多様な居場所を確保する取組も行っています。

コ ラ ム

更生保護施設における“息の長い支援”への取組 更生保護法人札幌大化院

更生保護法人が運営する更生保護施設は、刑務所出所者や保護観察を受けている人等のうち、頼るべき人がいない人に対して、一定期間、宿泊場所や食事の提供をすることにより自立を支援するための民間施設です。当施設を含め、北海道内には8施設があり、いずれも戦

前からの長い歴史を有します。

札幌大化院希望寮には、年間約 100 名の出所者等が保護観察所からの委託を受けて入所しますが、そのうちほぼ半数が仮釈放者又は仮退院者です。彼らは、仮に釈放されることを地方更生保護委員会から認められ、当寮を帰住先として戻ってきます。当寮に帰住後は、集団生活をしながら、ハローワークや協力雇用主の就労支援を受けて働き、お金を貯めて自立することになりますが、高齢や障害があるため働けない人は、福祉・医療機関等の援助を受けるなどして社会生活に戻っていくこととなります。更生保護施設は、塀の中と外とをつなぐ「橋」として、社会にソフトランディングさせる役割を担っています。

加えて、平成 29 年度から、地域社会に自立して行った元寮生が訪ねて来た際に相談支援に当たる「フォローアップ事業」を行っており、これまで延べ 170 人の元寮生が訪ねて来ています。ご紹介しますと、自立後単身生活を送っていたものの鬱状態が悪化し当寮に何度か苦しさを訴えてきていましたが、軽快し重機運転手として元気に働きはじめた人、当寮から自立後に結婚し、時々赤ちゃんを見せに連れてくる人、2 年ぶりに来寮したので聞いてみると、資格を取得でき職長になったので報告に来たと嬉しそうに話す人など、自立後も様々な人生を送っているようです。

これからも相談に来た方にいつでも暖かい対応ができるよう、再犯防止のため息の長い支援を続けていきたいと思えます。

2 保健医療・福祉サービスの利用の促進等

(1) 高齢者や障がい者等への支援等

【現状と課題】

高齢者の2年以内再入率は他の世代に比べて高く、また、知的障害のある受刑者については、一般に再犯に至るまでの期間が短いことなどが明らかとなっています。

国においては、これまで、必要とされる福祉的支援が行き届いていないことを背景として再犯に及ぶ者がいることを踏まえ、矯正施設在所中の段階から、高齢者又は障害のある者等に対して必要な指導を実施するなどして、福祉的支援についての理解の促進や動機付けを進めてきました。さらに、これらの受刑者等が矯正施設出所後に必要な福祉サービス等を受けられるよう、矯正施設、更生保護官署、更生保護施設、地域生活定着支援センター及びその他の保健医療・福祉関係機関が連携して特別調整等が実施されてきました。

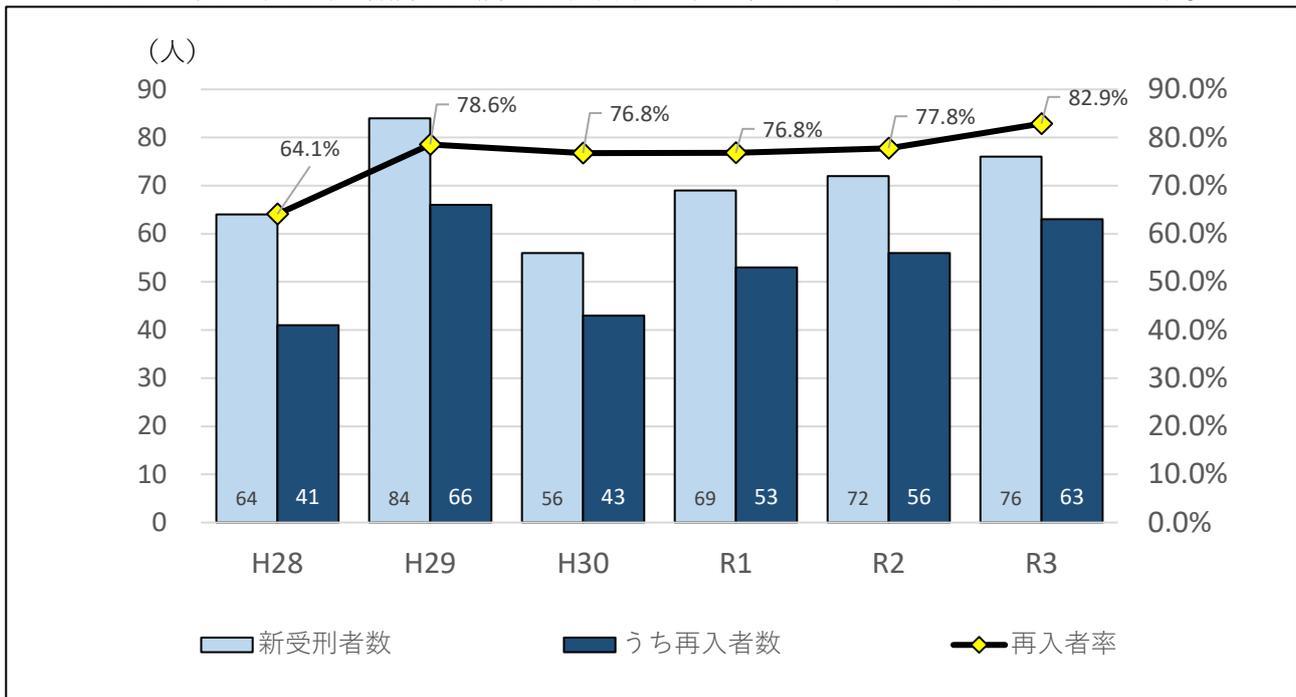
また、起訴猶予者等に対するいわゆる入口支援についても、令和3年度から、高齢又は障害により福祉的支援を必要とする被疑者・被告人に対し、検察庁、保護観察所、地域生活定着支援センター等が連携して支援を実施する新たな取組が開始されました。

国の二次計画においては、高齢者や知的障害、精神障害のある者等、福祉的ニーズを抱える者をよりの確に把握していく必要があること、福祉的支援が必要であるにもかかわらず、本人が希望しないことを理由に支援が実施できない場合があること、支援の充実に向け、刑事司法関係機関、地域生活定着支援センター、市町村、地域の保健医療・福祉関係機関等の更なる連携強化を図る必要があることなどの課題も示されています。

道においても、北海道地域生活定着支援センターや生活困窮者自立支援窓口による支援などに取り組んできたところであり、引き続き、国や市町村、関係団体等と連携しながら、こうした課題に対応し、取組を進める必要があります。

高齢者（65歳以上）の再入所の状況

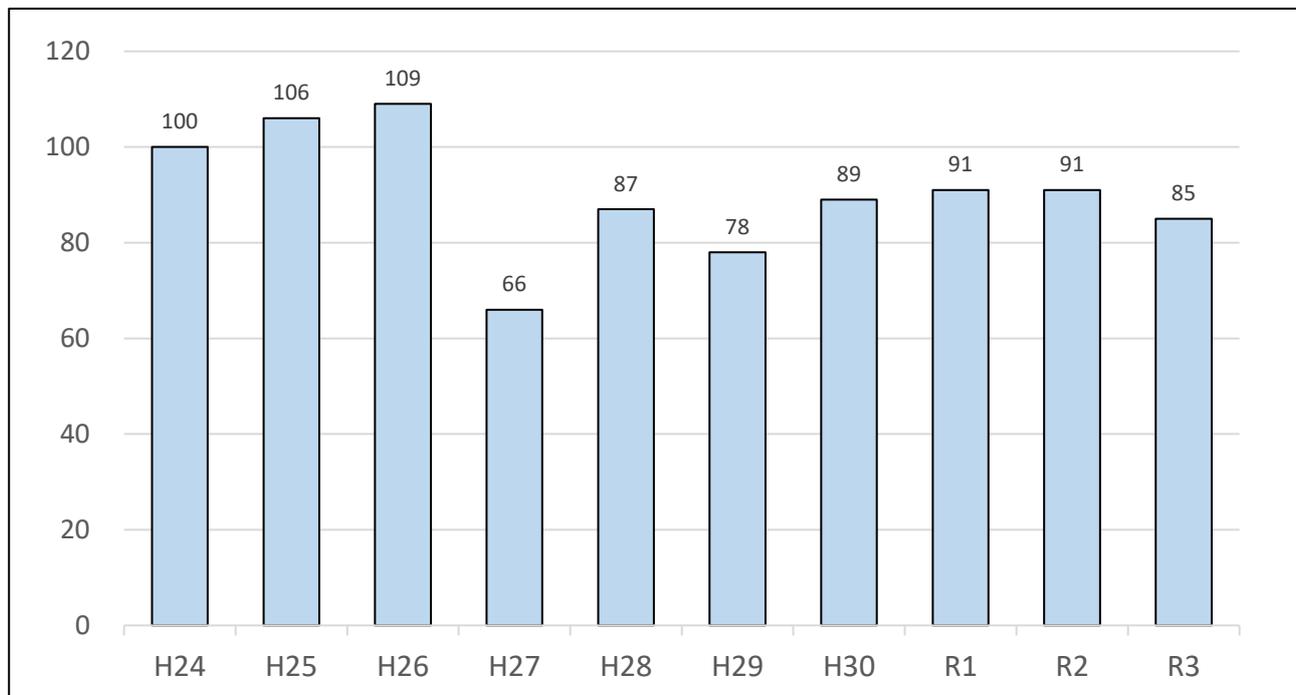
令和3年に新たに刑務所に入所した高齢者のうち、約8割が再入者となっています。



(出典：法務省矯正局調査)

北海道地域生活定着支援センターによる調整

北海道地域生活定着支援センターでは、毎年100件前後のコーディネート業務を実施しています。



【道の取組】

① 保健医療・福祉サービスの提供

(支援が必要な人に対するサービスの提供)

- ・北海道地域生活定着支援センターにおいて、矯正施設出所後に自立した生活を営むことが困難と認められる高齢者や障がいのある人に対して、保護観察所や矯正施設等と連携・協力しながら、社会福祉施設等への入所等の必要な保健医療・福祉サービスが円滑に利用できるよう支援を行います。【保健福祉部】

(生活困窮者に対する自立支援)

- ・生活困窮者自立相談窓口において、生活困窮者自立支援制度に基づく自立相談支援事業や一時生活支援事業の実施などにより、生活困窮者の自立を包括的かつ継続的に支援します。【保健福祉部】

(出所者等に対する情報提供)

- ・出所後等に保健福祉サービスをスムーズに利用できるよう、国や市町村等と連携した出所者等に対する保健福祉サービスの周知の方法について検討します。【環境生活部】
- ・通信アプリ LINE を活用し、生活や心の悩みや困りごとに対する道内の相談窓口を紹介する「北海道支援情報ナビ」を運営する事業者と事業連携。登録希望の民間団体を募集し、支援情報の充実を図ります。【保健福祉部】

② 関係機関・団体との連携強化

- ・北海道地域生活定着支援センターにおいて、地区懇談会を開催するなど、国や市町村、関係団体との連携や地域ネットワークの構築を推進します。【保健福祉部】
- ・北海道地域生活定着支援センターにおいて、矯正施設出所後に自立した生活を営むことが困難と認められる高齢者や障がいのある人に対して、保護観察所や矯正施設等と連携・協力しながら、社会福祉施設等への入所等の必要な保健医療・福祉サービスが円滑に利用できるよう支援を行います。【保健福祉部】

③ 被疑者等への支援を含む効果的な入口支援の実施

- ・北海道地域生活定着支援センターにおいて、刑事司法手続の入口段階にある被疑者・被告人等で、福祉的支援を必要とする高齢又は障がいにより自立した生活を営むことが困難な者に対し、釈放後すぐに福祉サービスが利用できるように調整、支援を行います。【保健福祉部】

④ 地域生活定着支援センター、地方公共団体等の多機関連携の強化等

(地域生活定着支援センターの取組、地方公共団体との協働)

- ・北海道地域生活定着支援センターにおいて、更生保護施設や社会福祉施設への入所など、矯正施設出所後に自立した生活を営むことが困難と認められる高齢者や障がいのある人の帰住先の確保に向けた支援を行います。（再掲）【保健福祉部】
- ・北海道地域生活定着支援センターにおいて、地区懇談会を開催するなど、国や市町村、関係団体との連携や地域ネットワークの構築を推進します。【保健福祉部】

⑤ 保健医療・福祉サービスの利用の促進等のための体制の整備

- ・北海道地域生活定着支援センターにおいて、更生保護施設や社会福祉施設への入所など、矯正施設出所後に自立した生活を営むことが困難と認められる高齢者や障がいのある人の帰住先の確保に向けた支援を行います。（再掲）【保健福祉部】
- ・北海道地域生活定着支援センターにおいて、地区懇談会を開催するなど、国や市町村、関係団体との連携や地域ネットワークの構築を推進します。（再掲）【保健福祉部】

（参考：国の取組）

○特別調整による支援【保護観察所、刑事施設、少年院】

- ・高齢又は障がいを有し、かつ、適当な帰住先がない受刑者及び在院者について、釈放後速やかに、適切な介護、医療等の福祉サービスを受けることができるようにするため、地域生活定着支援センターと連携して社会復帰支援（特別調整）を行っています（出口支援）。

○入口支援の実施【検察庁、保護観察所】

- ・不起訴（起訴猶予）となった者、また、罰金・執行猶予の判決等の言渡しを受け、刑務所に行くことなく社会復帰する者のうち、生活困窮、障がい、高齢等の事情により福祉・医療的支援を必要としている人について、検察庁の検察官及び社会復帰支援を担当する検察事務官が、保護観察所や地域生活定着支援センター等と連携し、福祉・医療機関につなぐなど、社会復帰支援（入口支援）を行っています。
- ・保護観察所は、検察庁からの申出及び協議を経て、地域生活定着支援センターと連携するなどして、社会復帰支援を行います。

○社会復帰支援指導の実施【刑事施設、少年院】

- ・刑事施設では、地方公共団体や福祉関係機関等の職員、民間の専門家等の協力を得て、健康運動指導や福祉制度に関する基礎的知識を習得するための社会復帰支援指導プログラムを行っています。

- ・刑事施設及び少年院には、社会福祉士や精神保健福祉士の資格を有する職員を配置しており、被収容者に対して福祉サービスの情報提供や特別調整などの社会復帰支援を行っています。

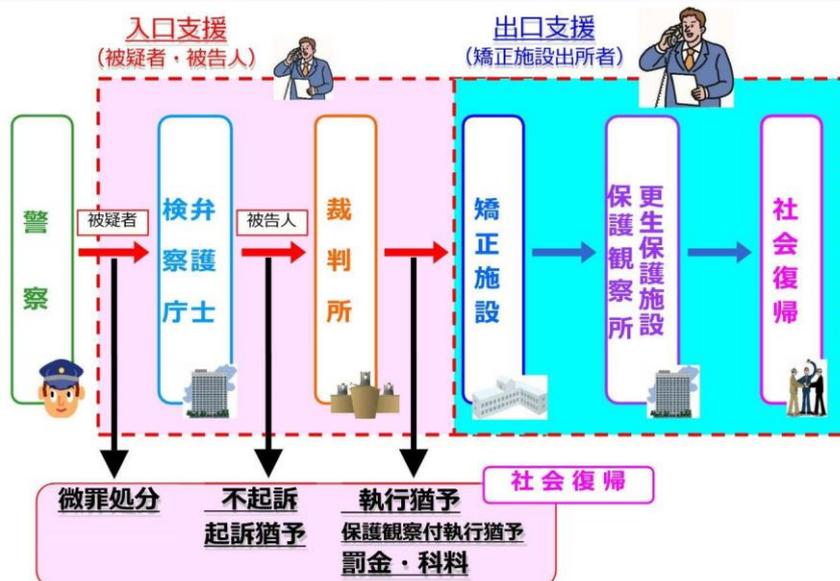
コラム

地域生活定着支援センターの取組 北海道地域生活定着支援札幌センター

各都道府県が設置する地域生活定着支援センターは、高齢又は障がいにより福祉的支援を必要とする罪を犯した人に対して、保護観察所や矯正施設、検察庁、弁護士等の刑事司法関係機関や地域の福祉関係機関と連携・協働しながら、釈放後直ちに福祉サービス等を利用できるようにするための支援や、地域生活への定着のための支援を行っています。

北海道のセンターは、平成22年から事業を開始し、帰る先がない等の矯正施設退所者に対して、保護観察所からの依頼に基づき、退所後速やかに福祉サービス等につなげるコーディネート業務（出口支援）を主として行ってきました。加えて令和3年度からは、刑事司法手続の入口段階にある被疑者・被告人等で、釈放後に自立した生活が困難な人に対する被疑者等支援業務（入口支援）も開始しました。

『矯正施設出所者への支援（出口支援）から 被疑者・被告人段階への支援（入口支援）へ拡充



対象となる人の中には、親からの虐待、いじめ、貧困など不遇の中で育ってきている人も多く、学校や職場社会の中でつまずきや失敗経験を重ねて、孤立している場合が多くあります。

私たちは支援を希望する人と面談し、意思を確認しながら、住まいの確保や日中の活動(就労)場所等を調整します。また、その人を中心とした支援のネットワークをつくりませんが、必ずしもスムーズに進むとは限りません。それは、これまで自分を理解してもらえる環境や、信頼できる人に出会えなかったことが大きな要因である場合があります。

そんな中で私たちが大切にしていることは、その人が自分自身のことを語り、気持ちを話せる関係性をつくるということです。釈放後、福祉の制度を活用し、福祉の人の応援を受け、ある意味「人と一緒に」生きていくことができれば、信頼できる人の存在の必要性に気づくことがあります。そのような環境の中で、落ち着いたその人らしい暮らしが見つけられれば、その結果として再犯防止につながっていきます。

また、定着支援センターとしては、「目の前の問題を、事件を起こした個人の問題」にとどまらず、「地域の課題」として、罪を犯した人が地域で立ち直るための支援に関する懇談会を、各地域の様々な関係機関とつながりを意識しながら積極的に取り組んでいます。

私たちが出会う人たちは加害者ですが、加害者となる前ははじめや社会的な排除を受けたり、適切な支援を受けられなかった「社会的な被害者」も多くいます。そんな方々に対して、どんな人にも立ち直るための機会(チャンス)が巡ってくる、そして立ち直りを応援できる地域社会でありたいと思い取り組んでいます。

コラム

検察庁の再犯防止の取組について 札幌高等検察庁

道内の各地方検察庁では、警察等から送られてきた事件について、検察官が捜査を行った上で、起訴(刑事裁判にかけて処罰を求めること)をするべきかどうかを判断し、起訴した事件については、裁判で適切な判決がなされるよう公判立証を行っています。

裁判の結果、刑務所で受刑する者がいる一方で、捜査の段階で、不起訴(起訴猶予)となったり、裁判で執行猶予や罰金の判決の言渡しを受けるなどして、刑務所に行くことなく社会に復帰する者も数多くいます。

そうした人たちが円滑な社会復帰や再犯防止に向けた適切な支援を受けることができるよう、検察庁では、担当部署や担当者を設置し、罪を犯した人の再犯防止・社会復帰支援等に取り組んでいます。

検察庁では、刑務所に行くことなく社会に復帰する者のうち、高齢、障がい、生活困窮等の事情により、自立が難しく、円滑な社会復帰には福祉・医療的支援が必要で、支援することによって再犯防止を期待できる者を対象として、対象者が抱える問題を把握し、どのようにすれば円滑に社会復帰できるかを検討し、保護観察所、地域生活定着支援センター等と連携しながら、福祉・医療機関等と連絡調整を行って、居住、就労、生活、医療等につなぐ取組(入口支援)を行っています。

対象者が再び罪を重ねることなく円滑に社会復帰するには、本人の努力はもとより、各関係機関との連携を深めながら、司法と福祉が連携し、より適切な支援を行うことが必要であり、検察庁では、今後も社会復帰支援を積極的に推進し、犯罪のない安全で安心なまちづくりに寄与していきたいと考えています。

(2) 薬物依存の問題を抱える者への支援等

【現状と課題】

薬物事犯者は、犯罪をした者であると同時に、薬物依存症の患者である場合があることから、国においては、これまで、矯正施設や保護観察所における専門的プログラムの実施といった改善更生に向けた指導を充実させるとともに、薬物を使用しないよう指導するだけでなく、薬物依存症からの回復に向けて、地域社会の保健医療機関等につなげるための支援が進められてきました。

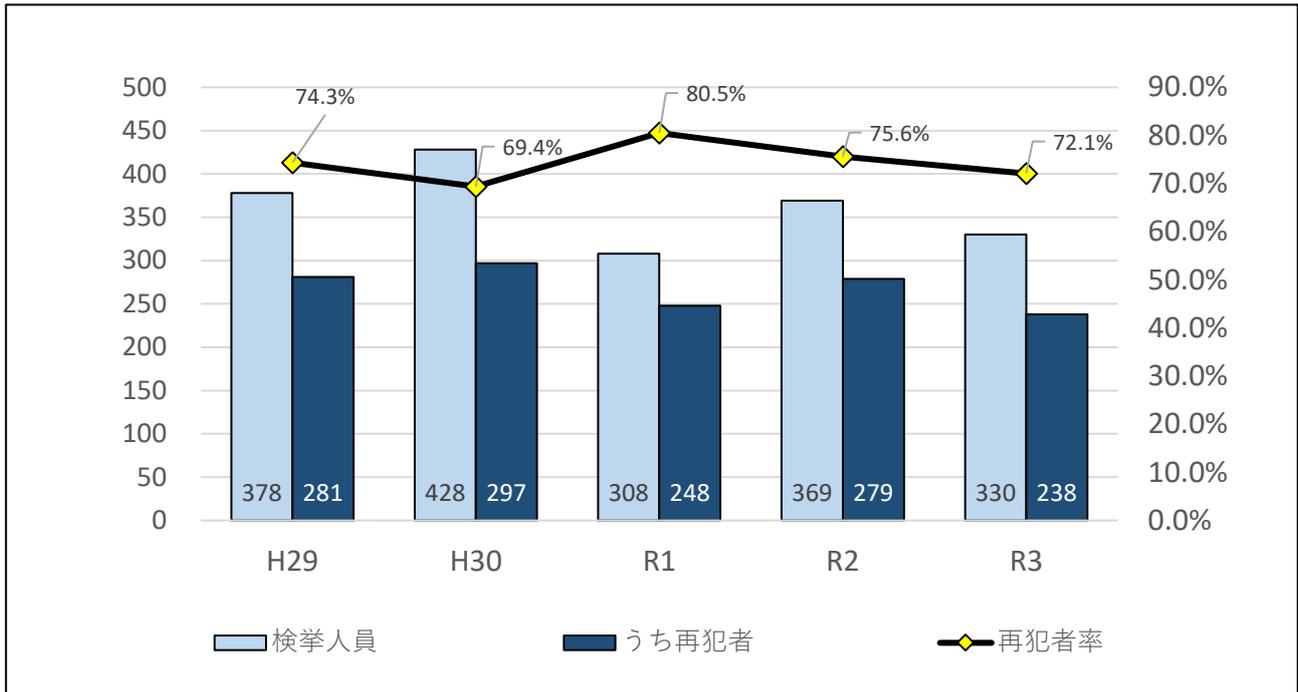
また、薬物依存症は、薬物の使用を繰り返すことにより本人の意思とは関係なく誰でもなり得る病気であり、回復可能であることについての普及啓発、薬物依存の問題を抱える者が地域で相談や治療を受けられるようにするための相談拠点・専門医療機関の拡充、医療従事者等の育成等が進められてきました。さらに、これまで支援が届きにくかった、保護観察の付かない全部執行猶予判決を受けた者等を含む薬物依存の問題を抱える者に対し、麻薬取締部による専門的プログラムが実施されてきました。

国の二次計画では、薬物依存の問題を抱える者等への相談支援や治療等に携わる人材・機関が、いまだ十分とは言い難い状況にあることで、薬物事犯保護観察対象者のうち保健医療機関等で治療・支援を受けた者の割合は低調に推移していること、また、大麻事犯の検挙人員が8年連続で増加し、その約7割を30歳未満の者が占める、若年者を中心とした大麻の乱用が拡大していることの課題もあるとされており、薬物依存の問題を抱える者等への相談支援や治療等に携わる人材・機関の更なる充実を図るとともに、刑事司法関係機関、地域社会の保健医療機関等の各関係機関が、“息の長い”支援を実施できるよう、連携体制を更に強化していく必要があることを示しています。

道内においても、令和3年の覚醒剤事犯検挙人員のうち再犯者の割合は約7割と非常に高くなっていることから、道として、北海道立精神保健福祉センターによる薬物依存症の専門相談への対応や回復に向けた支援などに取り組んでおり、引き続き、国や市町村、関係団体等と連携しながら、これらの課題に対応し、取組を進めていく必要があります。

覚醒剤事犯の再犯者率等

覚醒剤事犯検挙人員のうち、約7割が再犯者となっており、再犯者率が非常に高くなっています。



(出典：北海道警察本部)

【道の取組】

① 薬物依存に関する治療・支援に繋げる取組

(薬物依存症からの回復に向けた支援)

- ・北海道立精神保健福祉センターにおいて、薬物等依存症の専門相談に対応するとともに、薬物依存症からの回復に向けた支援を行います。【保健福祉部】

(関係職員に対する研修)

- ・精神保健福祉業務に従事する職員等が依存症の理解・援助等を習得し、技術の向上を図るため研修を実施します。【保健福祉部】

② 関係機関・団体との連携強化

(関係機関の連携強化)

- ・国や関係団体等で構成する薬物乱用防止対策北海道推進本部において、情報共有を行うなど連携強化を図ります。【保健福祉部】

(児童生徒に対する普及啓発)

- ・麻薬取締官OBや警察職員、保健所職員等の協力を得ながら、各学校に対して薬物に対する正しい知識等に関する啓発資材を配布したり、薬物乱用防止教室を実施するなど、児童生徒の薬物乱用防止対策の普及啓発に取り組みます。【北海道教育庁・

北海道警察本部・保健福祉部】

(関係職員等に対する研修等)

- ・保健所職員や薬物乱用防止指導員、保健・医療・福祉サービス従事者等に対し、薬物乱用防止や依存症に関する研修や情報提供を行い、資質の向上と情報共有を図ります。【保健福祉部】

③ 薬物事犯者の家族に対する支援

- ・北海道立精神保健福祉センターにおいて、薬物依存に悩む本人や家族等への個別相談に対応しているほか、薬物問題を持つ人のためのワンデイ・セミナーを実施します。【保健福祉部】

④ 民間団体等への支援

(民間団体の活動支援)

- ・関係機関や相談員、ボランティア等との相互の連携を図り、求めに応じて、講演会等へ職員を派遣する等、必要な支援を行います。【保健福祉部】

(自助グループとの連携)

- ・薬物依存を有する人に対する支援を行う自助グループの活動紹介を行うなど、関係団体との連携を図ります。【環境生活部】

⑤ 薬物乱用防止に関する広報・啓発

- ・薬物乱用防止に関する啓発資材の作成や、地域のイベント等啓発機会を通じて、地域住民への普及啓発に取り組みます。【北海道警察本部・保健福祉部】
- ・麻薬取締官OBや警察職員、保健所職員等の協力を得ながら、各学校に対して薬物に対する正しい知識等に関する啓発資材を配布したり、薬物乱用防止教室を実施するなど、児童生徒の薬物乱用防止対策の普及啓発に取り組みます。(再掲)【教育庁・警察本部・保健福祉部】
- ・薬物乱用防止に関する啓発資材の作成や、地域のイベント等啓発機会を通じて、地域住民への普及啓発に取り組みます。(再掲)【警察本部・保健福祉部】

(参考：国の取組)

○薬物依存離脱指導【保護観察所、刑事施設、少年院】

- ・保護観察所では、薬物事犯者の自発的意思に基づく簡易薬物検出検査を活用した保護観察処遇を実施しています。また、薬物事犯者に対する保護観察の充実強化を図るため、薬物再乱用防止プログラムを実施しているほか、保護観察所終了後を見据え、医療機関や団体等が実施するプログラムやミーティングに保護観察対象者がつながっていけるよう取り組むなどしています。また、家族や引受人に対する支援として、家族会等も開催しています。
- ・刑事施設では薬物依存離脱指導、少年院では薬物非行防止指導として、麻薬、覚醒剤その他の薬物に対する依存がある者を対象に、民間自助団体等の協力を得て、グループワークやミーティング等を行っています。

○女子依存症回復支援センターにおける支援【札幌刑務支所】

- ・札幌刑務支所の女子依存症回復支援センターでは、薬物依存の問題を抱える受刑者を対象に「薬物依存からの回復」に焦点を当てた処遇を実施しています。

コ ラ ム

薬物依存症からの回復のプロセス 北海道ダルク

北海道ダルクでは「薬物依存症の仲間（以降は仲間と表記します）」同士の関係が回復のプロセスに欠かせないと考えています。仲間たちが依存する薬物は覚せい剤やライターガス、病院から処方された薬、薬局で販売している薬など様々です。つい薬物が違法かそうでないかに注目しがちですがそのような見方は問題の本質を見えにくくしてしまいます。問題の本質は仲間たちが抱えている生きづらさにあります。

北海道ダルクでは、回復のための方法の一つとして新しい生き方の実践を提案しておりますが、新しい生き方を身につけるのは容易なことではありません。ダルクを利用中に生き方を変える決意ができたなら大成功であるといえるのかもしれませんが、しかし、虐待の被害や発達障害など見えにくい生きにくさのため差別を受けたり孤立するなどした経験をしていて生き方を変えるどころではなく、他人や自分を信頼することもままならないという仲間も多いのです。温泉、BBQ、宿泊旅行などを楽しめるようになる。安心できるようになるのが優先の場合もあります。そこでレクリエーションをとおして仲間同士の関係を育むことも大

切にしています。

また、ダルクプログラムに欠かせないことの一つとして「正直さ」があります。たとえ再使用しても失敗しても、ダルクのミーティングの中で正直になりさえすれば敬意を持って仲間たちから受け入れてもらえるはずです。仲間の中でのんびりとありのままを受け入れ、ゆっくりと行動を変えていく。望まない出来事に怒り、苦しんだり傷ついたり乗り越えたりしながら日々を過ごし、自分を受け入れるプロセスを並走するのがダルクの役割であると考えています。

3 学校等と連携した修学支援の実施等

(1) 学校等と連携した修学支援の実施等

【現状と課題】

全国の高等学校への進学率は98.8パーセントであり、ほとんどの者が高等学校に進学する状況にあります。その一方で、入所受刑者の33.8パーセントは高等学校に進学しておらず、23.8パーセントは高等学校を中退しています。また、少年院入院者の24.4パーセントは中学校卒業後に高等学校に進学しておらず、中学校卒業後に進学した者のうち56.9パーセントは高等学校を中退している状況にあります。

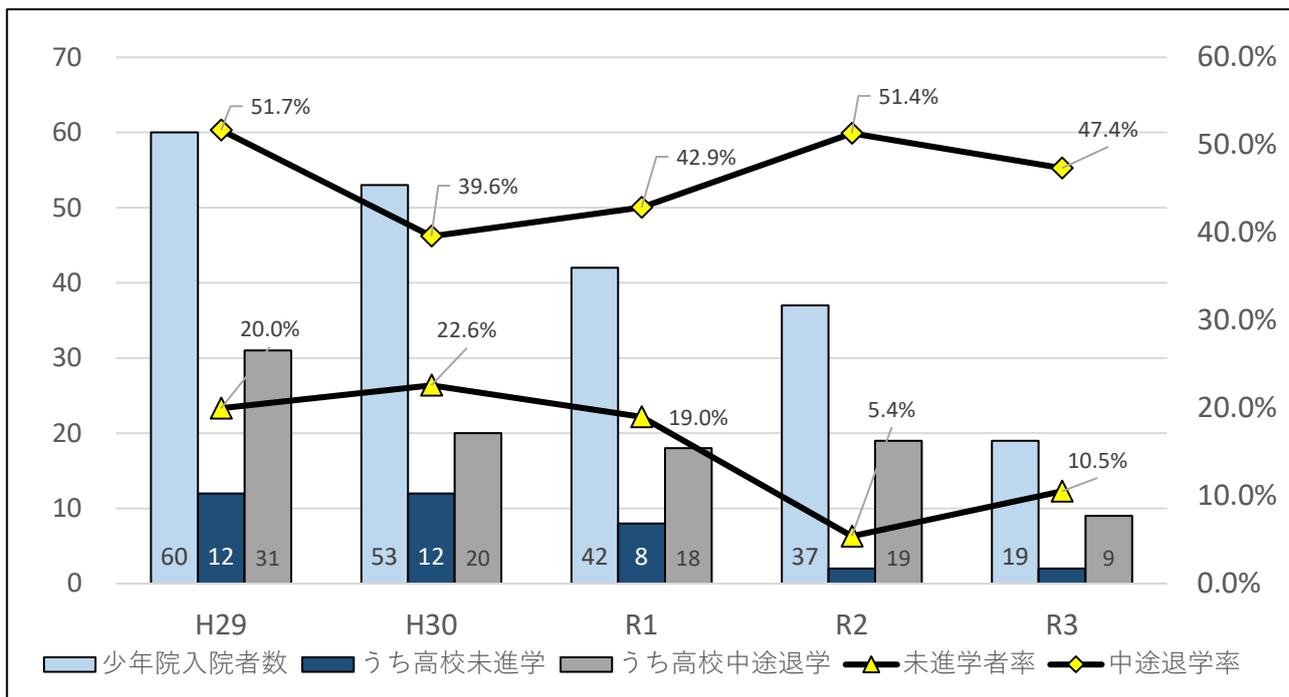
社会において、就職して自立した生活を送る上では、高等学校卒業程度の学力が求められる実情を踏まえ、国においては、これまで、高等学校の中退防止のための取組や、高等学校中退者等に対する学習相談や学習支援が実施されてきました。また、矯正施設における高等学校卒業程度認定試験に向けた指導、少年院在院者に対する高等学校教育機会の提供や出院後の進路指導、保護観察所における保護司やBBS会等の民間ボランティアと連携した学習支援等が実施されてきました。

国の第二次計画では、依然として、少年院出院時に復学・進学を希望している者のうち、約7割は復学・進学が決定しないまま少年院を出院しているなどの課題もあることから、引き続き、矯正施設において、教科指導の充実を図るとともに、少年院出院後も一貫した修学支援を実施できるよう、矯正施設、保護観察所、学校等の関係機関の連携を強化していく必要があること、また、非行が、修学からの離脱を助長し、又は復学を妨げる要因となっているとの指摘があることも踏まえ、非行防止に向けた取組を強化していく必要があることが示されています。

道内においても、犯罪をした人等の就学については、全国と同様の状況が見られることから、道として、非行防止教室の開催や学校における相談対応、児童相談所による関係機関と連携した対応などの取組を進めており、引き続き、国や市町村、関係団体等と連携しながら、これらの課題に対応し、取組を進めていく必要があります。

犯罪をした人等の就学（少年院入院者）

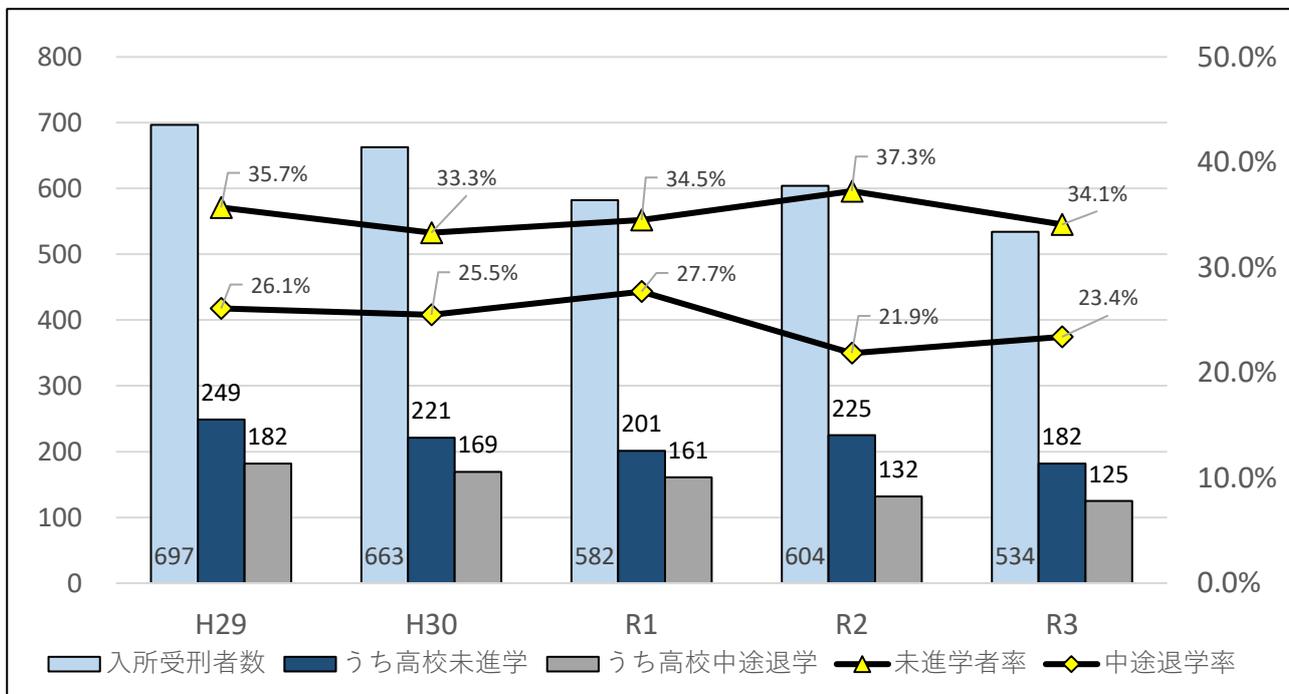
少年院入院者のうち、高校未進学は概ね 10%、高校中途退学の割合は概ね 50%となっています。



(出典：法務省矯正局調査)

犯罪をした人等の就学（入所受刑者）

入所受刑者のうち、高校未進学は30%台、高校中途退学の割合は20%台となっています。



(出典：法務省矯正局調査)

【道の取組】

① 児童生徒の非行の未然防止等

(児童生徒への啓発等)

- ・非行防止教室の開催や、学校警察連絡協議会、児童相談所等の関係機関との連携により、児童生徒の非行防止に取り組みます。【北海道警察本部】

(少年サポートセンターによる取組)

- ・少年サポートセンターにおいて、街頭補導、少年心理専門官等による相談対応など、少年の非行防止に向けた活動を行います。【北海道警察本部】

(学校における相談対応等)

- ・いじめや暴力行為等の未然防止と早期発見・早期解決を図るため、学校現場においてスクールカウンセラーを効果的に活用し、教育相談等を行うとともに、学校の要請に応じてスクールソーシャルワーカーの派遣や福祉等の関係機関と連携した支援を行います。【北海道教育庁】

(子どもの相談支援センターによる相談対応)

- ・子ども相談支援センターにおいて、いじめや不登校などの学校等で生じる様々な問題について、子どもや保護者から直接相談を受けて問題解決につながる支援を行います。【北海道教育庁】

(児童相談所と関係機関との連携)

- ・児童相談所において、ぐ犯相談、触法相談があった場合に、市町村、学校や警察等関係機関と連携し、必要な支援を行います。【保健福祉部】

(青少年の非行防止に向けた啓発活動)

- ・青少年の非行・被害防止道民総ぐるみ運動強調月間（7月）において、関係機関が連携して非行防止のための啓発活動を行います。【保健福祉部】

(北海道子ども・若者支援地域協議会による取組)

- ・北海道子ども・若者支援地域協議会において、非行をした少年及びその家族に対し、関係相談窓口を周知します。【保健福祉部】

(青少年のネットトラブル防止に向けた啓発)

- ・北海道青少年有害情報対策実行委員会において、関係機関が連携し、インターネットを介したトラブルや犯罪から青少年を守るため、日頃から周囲の大人たちが青少年のインターネット利用に関心を持ち、注意深く見守っていくことを啓発します。【保健福祉部】

② 学校等と連携した立ち直り支援

(児童自立支援施設における学習指導)

- ・児童自立支援施設（大沼学園、向陽学院）内にある分校において、入所児童の地元小中学校への復学や高校進学を目的として、一人ひとりの能力に合わせた学習指導を行います。【保健福祉部】

(少年の居場所づくり活動を通じた立ち直り支援)

- ・学生ボランティアや少年警察ボランティアと連携し、学習支援、農業体験等の少年の居場所づくり活動を通じて立ち直り支援を行います。【北海道警察本部】

(参考：国の取組)

○保護観察における連携【保護観察所】

- ・保護観察所では、学校に在籍する保護観察対象者に対し、必要に応じて、学校と連携の上、修学に関する助言等を行っています。

○非行防止支援【刑事施設、少年院、少年鑑別所、保護観察所】

- ・刑事施設や少年院、少年鑑別所では、中学校等から依頼を受けて依頼先に職員が出向いて薬物乱用防止等の講演のほか、教育機関や福祉関係機関等の職員を対象にした研修を行っています。
- ・少年鑑別所（法務少年支援センター）では、個人又は関係機関等からの依頼に応じて、非行・犯罪に関する問題等の理解に関する知識・ノウハウを活用した協力活動に取り組んでいます。
- ・保護観察所では、保護司会が主体となって、学校と連携して、薬物乱用防止教室・地域の防犯パトロール・学校教諭との定期連絡会などが行われるよう、必要な支援を行っています。また、保護観察官による出前講座や法教育教室を行っています。
- ・その他にも保護観察所では、保護司会・更生保護女性会・BBS会が主体となって、「子ども食堂」等の地域社会における子供等の居場所づくりや非行をした少年等に対する学習支援等の取組が円滑に行われるよう、必要な支援を行っています。

○学力向上等の支援【少年鑑別所、刑事施設、少年院】

- ・少年鑑別所では、健全な育成のための支援として、外部講師等の協力や学習用教材の整備などによる学習の機会を付与しているほか、修学に関する情報等を提供しています。
- ・刑事施設では、基礎的な学力不足が改善更生及び円滑な社会復帰の妨げになっていると認められる受刑者に対して、また、少年院では、義務教育未修了者に対して、学校教育の内容に準ずる指導を行っています。
- ・刑事施設及び少年院では、高等学校卒業程度認定試験の受験をすることができます。